

● 暮らしの情報

あなたのとなりに

地域福祉活動コーディネーター

地域福祉活動コーディネーターは、皆さんの相談に寄り添い、つなぎ、見守る活動を続けながら、地域のつながり・支えあいを考え、さまざまな関係機関などと連携強化に努めています。どんな小さな事でも“お気づき”や“お困りごと”があればお気軽にご相談ください。

ご相談はこちら 平野区社会福祉協議会 ☎6795-2525

地域包括支援センターだより

高齢者の相談窓口のご案内 **高齢者の相談窓口 無料**

<ひらのオレンジチーム(認知症初期集中支援チーム)>

住み慣れた町でいつまでも健やかな生活を続けるために、認知症の早期対応のお手伝いをします。

「認知症かも?」と思ったらお気軽にご相談ください。

令和2年4月から連絡先が変更になりました。

住所 喜連4-6-19(特別養護老人ホーム 喜連の杜内) ☎6777-9030

相談 月~土曜日(日祝・年末年始休み) 9:00~17:00

<あなたの地域の相談窓口>

平野区地域包括支援センター ☎6795-1666

加美地域包括支援センター ☎4303-7703

長吉地域包括支援センター ☎6769-0036

瓜破地域包括支援センター ☎4392-7436

喜連地域包括支援センター ☎6797-0555

第70回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、令和2年で70回目を迎えます。

平野区では、区長を推進委員長として区内各種団体の代表により社会を明るくする運動平野区推進委員会を組織し、犯罪及び非行のない地域社会の実現に寄与する活動を行っており、毎年7月を強調月間として、保護司を中心とした街頭啓発キャンペーンなどを行っていましたが、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、平野区大会は延期します。

平野区保護司会としては、地域社会の中でボランティアとして、犯罪や非行をした人達の立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行っております。

問合せ 安全安心まちづくり課⑫番窓口 ☎4302-9734

「介護保険利用者負担限度額認定証」等の更新について

次の証の有効期限は7月31日(金)です

- ◇介護保険を利用して介護保険施設などへの入所や短期入所(ショートステイ)をした場合の食費・居住費の負担軽減の認定証
- ◇社会福祉法人等が提供するサービスを利用した場合の利用者負担軽減の認定証

更新を希望される方は6月30日(火)までに申請を行ってください。詳しくはお問い合わせください。

※感染症予防の観点により、可能な限り郵送での提出をお願いします

問合せ 保険福祉課(介護保険)⑪番窓口 ☎4302-9859

令和2年度個人市・府民税の納税通知書を6月上旬に送付します(第1期分の納期限:6月30日(火))

新型コロナウイルス感染症の拡大等により個人市民税・府民税の申告及び所得税の確定申告書の提出は4月17日(金)以降も受け付けています。3月17日(火)以降に申告書を提出された場合は、納税通知書の送付が遅れる場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

大阪市 市税 納付

問合せ あべの市税事務所(個人市民税担当) ☎4396-2953

動物へ餌を与えた後の清掃が義務になりました!

はと・からすその他の動物への餌やり行為後に清掃等を行わないことによる生活環境の悪化を防ぐため、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正しました。

※動物への餌やり行為等にお困りの方は、保健福祉センター(生活環境業務担当 ☎4302-9973)へお問い合わせください。

問合せ 東南環境事業センター(瓜破南1-3-40) ☎6700-1750 FAX 6706-2007

令和2年度の国民健康保険料について

保険料の決定

令和2年度(令和2年4月から令和3年3月)国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。所得の減少等で保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

令和2年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

令和2年度国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料 (世帯あたり)	29,376円	9,892円	4,424円
均等割保険料 (被保険者あたり)	被保険者数× 24,372円	被保険者数× 8,207円	介護保険第2号 被保険者数×13,396円
所得割保険料	算定基礎 所得金額※ ×8.06%	算定基礎 所得金額※ ×2.78%	算定基礎 所得金額※ ×2.62%
最高限度額	61万円	19万円	16万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯のみにかかります。

※算定基礎所得は、前年中総所得金額等-33万円となります。

※世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

保険料の減免

令和2年度分から、大阪府内統一の基準・運用に合わせるため、退職、倒産、廃業、営業不振等にかかる減免の取り扱いが一部変更となります。

令和元年度分まで

減免事由該当者の前年中所得と今年中の見込所得をもとに、減免率・減免額を算出します。

令和2年度分

減免事由該当者を含むその世帯の国保加入者の前年中所得と今年中の世帯見込所得をもとに、減免率・減免額を算出します。

保険料の改定

医療の高度化や高齢化の進展などにより、年々、医療費が増加しているため、その伸びに合わせて改定する必要があります。(国民健康保険は加入者の医療等にかかる費用を国等からの公費2分の1、加入者の保険料2分の1でまかなうことが原則とされています。)

令和元年度において、府の算定では大幅な保険料率改定が必要となり、一般会計からの繰入により激変緩和措置を講じて負担を抑えているため、令和6年度に府内統一保険料率に向けて、段階的に解消していく必要があります。

令和2年度は、府の算定による医療費等の伸び約3%に激変緩和措置を段階的に解消するための約1%を加え、約4%改定します。

問合せ 保険料の決定・改定
保険年金課(保険)⑰番窓口 ☎4302-9956
保険料の減免
保険年金課(管理)⑱番窓口 ☎4302-9946

6月は「就職差別撤廃月間」です《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆さんのご理解をお願いいたします。

就職差別110番

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

✉ rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室 ☎6210-9518

6月はゴキブリ防除強調月間!

ゴキブリは下水道など不衛生な場所を通り、細菌やウイルスが付着した状態で家の中を動き回ります。ゴキブリが触れた食べ物や調理器具などから病原体が人に感染する危険性があります。高温多湿でゴキブリが繁殖しやすくなるこれからの時期、適切な対策をとり清潔な居住環境を維持しましょう。

- 対策**
- ・エサとなる食ベカスをなくし、台所などの整理整頓、清掃を徹底する。
 - ・粘着シートや毒餌をゴキブリの通りそうな場所に置く。
 - ・住宅の実情に応じた薬剤(燻煙剤など)を使用する

※区役所では駆除や薬剤配布などは行っていません

問合せ 保健福祉課(地域保健)⑳番窓口 ☎4302-9973

あみ怪談(同時開催 幽霊画展示)

日時 7月18日(土) 17:00~の部、19:00~の部
場所 平野区画整理記念会館 ホール **定員** 各回300人
料金 前売り券800円、当日券1,000円 **申込み** 来館

問合せ 平野区画整理記念会館(東住吉区中野2-7-16) ☎6702-0513